



環境関連商品（役務）会員各位（代表者殿）

情報提供及び、総合所見

- ・広島県・消費生活課が太陽建設㈱に対して、6ヶ月の業務停止命令を科した。
違反行為は、氏名等の明示義務（販売目的隠匿）、書面不備、不実告知などであり、平成19年4月より3年近くで46件の苦情相談が発生している。
また、広島県では同社に対して、平成20年度に業務改善要請（文書指導）を行っていた。
尚、トーク上に「屋根全体を工事しないと野地板が腐ってしまい……」などと違法表現があり、重要事項の故意の不告知などにも抵触すると思われる。

平成22年 2月22日



健康関連取引適正事業団



（2月16日夕刻～2月20日迄、出張にて情報提供が送れました点をお詫び致します。）

1 対象事業者

- (1) 名 称 太陽建設株式会社
ならき てつや
- (2) 代 表 者 檜木 徹也
- (3) 所 在 地 広島市佐伯区八幡二丁目25-5
- (4) 事業内容 建築工事の設計施工等（「屋根及び屋根瓦の修繕」の訪問販売）

2 業務停止命令の内容

平成22年2月16日から同年8月15日までの間（6か月）法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 役務提供契約を締結すること。

健康関連商品取引会員各位（代表者殿）

情報提供及び、総合所見

・テレアポ主体の家庭用電気治療器（低周波治療器、温熱治療器）などを販売していた「株ジャパン・ヘルスケア」（下記）が福岡県・生活安全課（消費生活センター）より3ヶ月の業務停止命令を科せられた。

福岡県内（平成19年度～）では3年弱で34件の苦情相談が寄せられ、佐賀県、大分県内でも苦情相談が寄せられていたようだ。

同社のテレアポ方法（勧誘）は、販売目的を隠匿し、「アンケートのお礼をしたい」、「機器の点検」、「医療機器の無料お試し」などと告げる違法行為である。

（浄水器、布団関係も同様な無料点検、無料メンテなどが先行し、販売目的隠匿となっている。）

また、勧誘時に、医療機器の効能・効果を離脱し、「生活習慣病の予防、〇〇病にも効く、内臓脂肪が取れる、血液をサラサラにする」などと不実告知を告げており、同社は特定商取引法違反（不実告知）であるが、薬事法違反でもあるため、福岡県警の動向も注目される。

尚、同行政処分は、戸別訪問（テレアポ含む）であるが、薬事法違反については、宣伝講習販売は特に気をつけなければならない。

平成22年 2月22日

健康関連取引適正事業団

- (1) 名称: 株式会社ジャパン・ヘルスケア
- (2) 代表者: 代表取締役 島村 直義
- (3) 所在地: 福岡県久留米市国分1415番地4(登記簿上の所在地)
: 福岡県福岡市博多区豊2丁目4番2(実際の所在地)
- (4) 資本金: 300万円
- (5) 設立: 平成19年12月20日
- (6) 取引形態: 訪問販売
- (7) 商品: 欽差マイルドQ(家庭用温熱治療器)
: 極楽仙人II(低周波・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器)など
- (8) 売上高: 約8,800万円(平成20年11月1日～平成21年10月31日)
- (9) 役職員: 12名(平成22年1月4日現在、パート・アルバイトを含む)

2 処分内容

(1) 特定商取引法に基づく措置

業務停止命令(法第8条第1項)

平成22年2月20日から平成22年5月19日までの3カ月間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 契約の締結についてその勧誘をすること。
- イ 契約の申込みを受けること。
- ウ 契約を締結すること。